

新宿区立高齢者いきいの家清風園の廃止及び廃止後の跡地活用について

新宿区立高齢者いきいの家清風園（以下、「清風園」と言う。）については、下記のとおり新宿区公共施設等総合管理計画に基づき廃止し、廃止後の跡地活用については、民設民営により障害者グループホーム等を整備する。

記

1 清風園の廃止

(1) 清風園の廃止理由

新宿区公共施設等総合管理計画において、清風園は、「施設の大規模な改修・建替えの際、民間によるサービス供給の状況を勘案しながら統廃合を検討する。」との方針が示されている。

清風園の建物は、昭和55年に建築されてから、築40年近く経過しており、施設の老朽化に伴い大規模な修繕工事を行う必要がある。また、施設の利用者についても、直近6年間で3割近く減少しているほか、特定の利用者が利用している状況である。さらに、周辺地域には清風園と同様の機能を有する多数の高齢者活動・交流施設、公衆浴場がある。こうした状況を踏まえて、清風園を廃止する。

(2) 廃止時期

令和3年9月末予定

(3) 廃止後の利用者等への対応

施設の廃止にあたっては、以下のとおり利用者等に対し丁寧に説明していく。

ア 集会室や介護予防教室等の利用者については、中落合高齢者在宅サービスセンターの空きスペースを活用して地域交流スペースを整備し、利用を案内する。

イ 風呂の利用者に対しては近隣の公衆浴場を案内する。

2 廃止後の跡地活用

(1) 施設活用検討会の検討結果

区が保有する施設等の適正な管理、有効な活用の調査・検討を行う施設活用検討会で廃止後の跡地活用について検討した。検討結果は、別紙「令和元年度施設活用検討会報告書 高齢者いこいの家清風園廃止後の跡地活用方針（案）」のとおり。

(2) 活用方針（案）

本人の障害の重度化、家族の高齢化により在宅での生活が困難になった方等が、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、民設民営の障害者グループホーム等を整備する。

(3) 障害者グループホーム等の整備理由

区内の知的障害者グループホーム及び身体障害者福祉ホームは、大半が満室となっており新規の受入れが困難な状況である。一方で、民有地を活用したグループホームの整備は、地価が高く用地を確保することが困難であるため、整備が進まないのが現状である。

このため、区有地を活用した障害者グループホーム等の整備を行う。

(4) 開設時期

令和7年4月予定

3 今後の予定

12月11日 常任委員会報告（方針案決定）

12月中旬以降 地区町連、障害者団体、高齢者団体説明
地域説明会、利用者説明会